大正区区政会議傍聴要領

（趣旨）

第1条　この要領は、大正区区政会議運営要綱第6条第1項第3号に基づき大正区区政会議(以下「区政会議」という。)の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

（傍聴の手続）

第2条　傍聴を認める定員は20名とする。

2　会議を傍聴しようとする者は、会議の開始30分前から開催予定時刻までに、先着順に受付において、区役所担当者の指示を受けて会場に入場するものとする。

3　前項の受付は、定員になり次第終了する。

（傍聴者の守るべき事項）

第3条　傍聴者は会場においては、次の事項を守らなければならない。

（１）はち巻き、たすき、ゼッケン、ヘルメットなどを着用しないこと

（２）危険物、ビラ、プラカード、旗などを持ち込まないこと

（３）飲食又は喫煙をしないこと

（４）携帯電話などは受信音を出さないこと

（５）写真撮影、録画及び録音等は行わないこと。ただし、区長の許可を得た場合は、この限りでない。

（６）会議開催中は静かに傍聴することとし、発言、拍手その他の方法により公然と意見を表明しないこと

（７）前各号に定めるもののほか、会場の秩序を乱し又は会議の支障となるような行為をしないこと

（違反者に対する措置）

第4条　傍聴者が前条の規定に違反したときは、これを注意し、なおこれに従わないときは、その者を退場させることができる。

（準用規定）

第5条　前2条の規定は部会に準用する。

（雑則）

第6条　この要領に定めのない事項については、区長が定める。

附則

1. この要領は、平成25年6月1日から施行する。
2. 大正区区政会議傍聴要領（平成23年7月12日区長決裁）は廃止する。